

業務のご報告

貸借対照表 (資産の部)

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
(資 産 の 部)		
現 金	2,264	1,849
預 け 金	33,302	31,874
買 入 金 銭 債 権	241	107
有 価 証 券	40,850	41,229
国 債	1,483	1,450
地 方 債	2,950	4,537
社 債	23,628	21,329
株 式	91	104
そ の 他 の 証 券	12,696	13,806
貸 出 金	70,980	69,184
割 引 手 形	662	560
手 形 貸 付	4,702	4,579
証 書 貸 付	63,876	62,138
当 座 貸 越	1,738	1,905
そ の 他 資 産	766	843
未 決 済 為 替 貸	22	95
信 金 中 金 出 資 金	582	582
前 払 費 用	0	3
未 収 収 益	146	151
そ の 他 の 資 産	13	10
有 形 固 定 資 産	904	857
建 物	356	333
土 地	413	413
リ ー ス 資 産	81	67
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	52	42
無 形 固 定 資 産	14	12
ソ フ ト ウ エ ア	0	1
リ ー ス 資 産	10	7
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3	3
前 払 年 金 費 用	98	85
繰 延 税 金 資 産	3	256
債 務 保 証 見 返	132	87
貸 倒 引 当 金	△ 670	△ 571
(うち個別貸倒引当金)	(△ 609)	(△ 509)
資 産 の 部 合 計	148,890	145,817

貸借対照表 (負債及び純資産の部)

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	137,574	137,365
当 座 預 金	1,743	1,778
普 通 預 金	74,589	77,145
貯 蓄 預 金	2,105	2,113
通 知 預 金	—	—
定 期 預 金	53,536	51,304
定 期 積 金	4,600	4,021
その他の預金	998	1,001
借 用 金	2,500	—
当 座 借 越	2,500	—
そ の 他 負 債	268	332
未決済為替借	36	38
未 払 費 用	57	55
給付補てん備金	1	1
未払法人税等	11	100
前 受 収 益	27	27
払戻未済金	0	1
リ ー ス 債 務	99	82
資産除去債務	15	9
その他の負債	18	15
代 理 業 務 勘 定	0	0
役 員 賞 与 引 当 金	12	10
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	106	104
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	21	23
偶 発 損 失 引 当 金	8	12
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	132	87
負 債 の 部 合 計	140,625	137,937
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	207	205
普 通 出 資 金	207	205
利 益 剰 余 金	8,105	8,382
利 益 準 備 金	208	207
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,897	8,175
特 別 積 立 金	7,300	7,600
当 期 未 処 分 剰 余 金	597	575
処 分 未 済 持 分	△ 3	△ 4
会 員 勘 定 合 計	8,309	8,584
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 44	△ 704
純 資 産 の 部 合 計	8,264	7,879
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	148,890	145,817

損益計算書

(単位: 千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	1,621,449	1,596,757
資 金 運 用 収 益	1,346,017	1,421,877
貸出金利息	972,920	984,362
預け金利息	26,525	35,616
有価証券利息配当金	330,917	386,620
その他の受入利息	15,653	15,278
役 務 取 引 等 収 益	140,930	136,352
受入為替手数料	65,743	61,062
その他の役務収益	75,187	75,290
そ の 他 業 務 収 益	64,032	27,931
国債等債券売却益	53,118	—
国債等債券償還益	27	655
その他の業務収益	10,886	27,275
そ の 他 経 常 収 益	70,469	10,595
貸倒引当金戻入益	—	4,028
償却債権取立益	43,128	5,458
株式等売却益	398	—
その他の経常収益	26,941	1,108
経 常 費 用	1,268,093	1,197,251
資 金 調 達 費 用	3,640	2,889
預 金 利 息	2,415	2,429
給付補てん備金繰入額	539	459
借入金利息	—	—
当座借越利息	685	—
役 務 取 引 等 費 用	87,865	92,103
支払為替手数料	16,176	12,989
その他の役務費用	71,688	79,113
そ の 他 業 務 費 用	13,385	4,300
国債等債券売却損	13,089	816
国債等債券償還損	170	2,327
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	125	1,157
一般貸倒引当金繰入額	△ 32,385	—

損益計算書

(単位: 千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経 費	1,110,272	1,068,254
人 件 費	769,826	747,031
物 件 費	310,118	292,536
税 金	30,328	28,686
その他経常費用	85,315	29,703
貸出金償却	5,787	600
個別貸倒引当金繰入額	54,570	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	24,957	29,103
経 常 利 益	353,356	399,506
特 別 利 益	1,746	—
固定資産処分益	1,746	—
特 別 損 失	0	2,382
固定資産処分損	0	2,382
減損損失	—	—
税引前当期純利益	355,102	397,124
法人税・住民税及び事業税	23,371	114,704
法人税等調整額	6,335	△ 476
当期純利益	325,395	282,896
繰越金(当期首残高)	272,394	292,639
当期末処分剰余金	597,789	575,536

2022年度 業務報告書の注記

1. 貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 39年～50年
その他 3年～20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,273百万円であります。
7. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
年金資産の額 1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 1,807,426百万円
差引額 △66,857百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月現在)
0.1136%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金18百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 571百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

15. 有形固定資産の減価償却累計額は1,389百万円であります。

16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 578百万円

危険債権額 1,919百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 15百万円

合計額 2,512百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、560百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券(額面) 131百万円

預け金 2百万円

担保資産に対応する債務

預金 10,164百万円

上記のほか、為替決済、当座貸越の取引の担保として、預け金7,000百万円を差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額19,553円53銭

20. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用会計規程に従い行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経理部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は経理部を通じ、リスク管理委員会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」です。

当金庫では、これら金融資産及び金融負債について、VaR（観測期間は5年、保有期間は240日、信頼区間は99%、分散共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。令和5年3月31日において、当該リスク量の大きさは1,804百万円になります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金 ^(※1)	31,874	31,936	61
(2) 有 価 証 券			
満期保有目的の債券	2,855	2,744	△110
その他有価証券 ^(※3)	38,368	38,368	—
(3) 貸 出 金 ^(※1)	69,184		
貸 倒 引 当 金 ^(※2)	△571		
	68,613	70,091	1,478
金 融 資 産 計	141,711	143,141	1,429
(1) 預 金 積 金 ^(※1)	137,365	137,340	△25
金 融 負 債 計	137,365	137,340	△25

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.から23.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 ^(*)	5
合 計	5

(*)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金 ^(*1)	23,502	200	1,700	1,200
有 価 証 券 ^(*1)				
満期保有目的の債券	400	300	1,497	557
その他有価証券のうち満期があるもの	3,280	12,702	11,515	6,891
貸 出 金 ^(*2)	14,666	23,691	16,613	11,201
合 計	41,849	36,894	31,327	19,850

(*1) 期間の定めのないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金 ^(*)	131,068	6,297	—	—
合 計	131,068	6,297	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、23. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	455	465	10
	国 債	—	—	—
	地 方 債	455	465	10
	社 債	—	—	—
	そ の 他	500	501	1
小 計	955	966	11	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	100	95	△4
	国 債	—	—	—
	地 方 債	100	95	△4
	社 債	—	—	—
	そ の 他	1,800	1,682	△117
小 計	1,900	1,777	△122	
合 計	2,855	2,744	△110	

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	55	38	16
	債 券	10,576	10,361	214
	国 債	1,176	1,083	92
	地 方 債	706	699	6
	社 債	8,694	8,578	115
	そ の 他	2,036	1,894	141
小 計	12,668	12,295	372	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	43	46	△3
	債 券	16,186	16,736	△549
	国 債	274	298	△23
	地 方 債	3,276	3,501	△225
	社 債	12,635	12,936	△300
	そ の 他	9,470	10,263	△792
小 計	25,700	27,046	△1,346	
合 計	38,368	39,342	△973	

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	27	—	0
合 計	27	—	0

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,063百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が2,442百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	293百万円
その他有価証券評価差額金	269百万円
役員退職慰労引当金	29百万円
未収利息超過額	9百万円
減価償却超過額	8百万円
その他	31百万円
繰延税金資産小計	641百万円
評価性引当額	△361百万円
繰延税金資産合計	280百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	23百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	24百万円
繰延税金資産の純額	256百万円

26. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

2. 損益計算書の注記

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額 693円91銭

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	73

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」49百万円、「賞与」11百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

剰余金処分計算書

(単位: 千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	597,789	575,536
積立金取崩額	985	—
剰余金処分額	306,134	6,091
出資配当金 (配当率)	6,134 (年3%)	6,091 (年3%)
特別積立金	300,000	300,000
繰越金(当期末残高)	292,639	269,445

独立監査人の監査報告書

令和5年5月26日

館林信用金庫
理事会 御中

小野 久男 公認会計士事務所
公認会計士 小野久男 ㊞

<計算書類等監査>

監査意見

私は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、館林信用金庫の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第78期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、貸借対照表、損益計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に関する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監事の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示および注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施期間、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

私は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、館林信用金庫の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第78期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

私は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

令和3年度及び令和4年度の決算関係書類すなわち貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、小野久男 公認会計士事務所の監査を受けております。従って、上記「独立監査人の監査報告書」は決算関係書類に対するものであります。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月26日

館林信用金庫
理事長

早川 茂

監査報告書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第78期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「小野久男 公認会計士事務所」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月29日

館林信用金庫

常勤監事 関谷一彦 ㊞
監事 野村和弘 ㊞

(注) 監事 野村和弘は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

預金業務関係

(単位: 残高百万円、構成比%)

科 目	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	1,743	1.3	1,778	1.3
普 通 預 金	74,589	54.2	77,145	56.2
貯 蓄 預 金	2,105	1.5	2,113	1.5
そ の 他 の 預 金	998	0.7	1,001	0.7
小 計	79,437	57.7	82,039	59.7
定 期 預 金	53,536	38.9	51,304	37.3
定 期 積 金	4,600	3.3	4,021	2.9
小 計	58,137	42.2	55,326	40.3
合 計	137,574	100.0	137,365	100.0

預金者別残高、構成比

(単位: 残高百万円、構成比%)

	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
法 人 預 金	23,630	17.2	22,267	16.2
個 人 預 金	102,870	74.8	103,017	74.9
公 金	11,056	8.0	12,020	8.7
金 融 機 関	17	0.0	59	0.0
合 計	137,574	100.0	137,365	100.0

預金・譲渡性預金平均残高

(単位: 百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
流 動 性 預 金	75,622	80,650
うち有利息預金	67,756	79,119
定 期 性 預 金	59,073	57,173
うち固定金利定期預金	62,431	57,173
うち変動金利定期預金	0	0
そ の 他	342	356
計	135,038	138,180
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	135,038	138,180

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

定期預金残高

(単位: 百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
定 期 預 金	53,536	51,304
固定金利定期預金	53,536	51,304
変動金利定期預金	0	0
そ の 他	0	0

財形貯蓄残高

(単位: 百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
財 形	0	0

貸出金の状況

貸出金平均残高

(単位: 百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
手形貸付	4,009	4,167
証券書貸付	64,474	62,292
当座貸越	1,251	1,550
割引手形	533	621
合 計	70,267	68,632

貸出金残高

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金	70,980	69,184
うち変動金利	17,983	18,531
うち固定金利	52,997	50,653

貸出金の担保別内訳

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	1,134	1,153
有価証券	4	—
動 産	—	—
不 動 産	20,067	19,718
そ の 他	—	—
計	21,205	20,871
信用保証協会・信用保険	12,860	12,022
保 証	4,995	4,881
信 用	31,920	31,409
合 計	70,980	69,184

債務保証見返の担保別内訳

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	2	1
そ の 他	—	—
計	2	1
信用保証協会・信用保険	18	17
保 証	3	1
信 用	109	67
合 計	132	87

貸出金使途別残高

(単位: 百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	36,662	51.7	35,545	51.38
運 転 資 金	34,318	48.3	33,639	48.62
合 計	70,980	100.0	69,184	100.0

貸出金業種別内訳

(単位: 百万円)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	291	10,243	14.4	281	9,529	13.77
農 業、林 業	22	136	0.2	20	119	0.17
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	253	6,261	8.8	256	6,603	9.54
電気、ガス、熱供給、水道業	48	1,123	1.6	49	1,021	1.47
情 報 通 信 業	1	1	0.0	1	0	0.0
運 輸 業、郵 便 業	49	2,616	3.7	49	2,580	3.72
卸 売 業、小 売 業	204	4,982	7.0	198	4,798	6.93
金 融 業、保 険 業	10	4,701	6.6	10	4,961	7.17
不 動 産 業	137	9,293	13.1	147	9,488	13.71
物 品 賃 貸 業	1	500	0.7	1	500	0.72
学術研究、専門・技術サービス業	9	78	0.1	9	67	0.09
宿 泊 業	3	323	0.5	3	273	0.39
飲 食 業	93	742	1.0	89	659	0.95
生活関連サービス業、娯楽業	60	1,678	2.4	56	1,496	2.16
教育、学習支援業	8	226	0.3	8	217	0.31
医 療、福 祉	77	4,048	5.7	75	3,817	5.51
その他のサービス	111	3,438	4.9	109	3,166	4.57
小 計	1,377	50,397	71.0	1,361	49,301	71.26
国、地方公共団体等	7	8,505	12.0	6	8,104	11.71
個 人	1,974	12,078	17.0	1,967	11,778	17.02
合 計	3,358	70,980	100.0	3,334	69,184	100.0

(注) 業種別区部は日本標準産業の大分類に準じて記載しております。

預貸率

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金(期末残高)(A)	70,980	69,184
預金(期末残高)(B)	137,574	137,365
預 貸 率 (A / B)	54.60	50.36
期 中 平 均	52.92	49.66

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

預かり資産の状況

(単位: 百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
公 共 債	1,112	1,259
うち個人向け国債	1,112	1,186
うちぐんま県民債	0	0
投 資 信 託	77	73
保 険	3,259	3,729
うち年金保険	1,074	996
うち終身保険	1,387	2,733

主要な経営指標の推移

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
利益	経常収益	千円	1,608,916	1,790,292	1,834,047	1,621,449	1,596,757
	経常利益(又は経常損失(△))	千円	154,453	247,982	126,259	353,356	399,506
	当期純利益(又は当期純損失(△))	千円	144,348	241,431	92,158	325,395	282,896
残高	出資総額	百万円	204	208	207	207	205
	出資総口数	千口	409	416	415	414	411
	純資産額	百万円	8,353	8,192	8,325	8,264	7,879
	総資産額	百万円	135,797	135,770	141,132	148,890	145,817
	預金積金残高	百万円	126,729	126,913	132,034	137,574	137,365
	貸出金残高	百万円	69,478	69,755	72,096	70,980	69,184
	有価証券残高	百万円	33,503	34,260	34,321	40,850	41,229
単体自己資本比率	%	10.68	10.62	10.89	11.05	11.62	
出資に対する配当金(1口当たり)	円	15	15	15	15	15	
役員数	人	8	9	10	9	7	
	うち常勤役員数	人	5	6	6	5	4
職員数	人	131	125	115	111	108	
会員数	人	12,385	12,351	12,264	12,162	12,079	

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

業務粗利益

(単位: 千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	1,342,376	1,418,988
資金運用収益	1,346,017	1,421,877
資金調達費用	3,640	2,889
役務取引等収支	53,065	44,249
役務取引等収益	140,930	136,352
役務取引等費用	87,865	92,103
その他の業務収支	50,646	23,630
その他業務収益	64,032	27,931
その他業務費用	13,385	4,300
業務粗利益	1,446,088	1,486,868
業務粗利益率	1.020%	1.028%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度 一円、令和4年度 一円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位: 千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	368,201	418,614
実質業務純益	335,816	418,614
コア業務純益	295,930	421,102
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	295,930	421,102

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	141,720	144,685	1,346,017	1,421,877	0.94	0.98
うち貸出金	70,267	68,632	972,920	984,362	1.38	1.43
うち預け金	33,164	33,432	26,525	35,616	0.07	0.10
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	37,452	41,910	330,917	386,620	0.88	0.92
資金調達勘定	135,667	138,368	3,640	2,889	0.002	0.002
うち預金積金	135,038	138,180	2,955	2,889	0.002	0.002
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	527	95	685	—	0.12	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度72百万円、令和4年度68百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度 一百万円、令和4年度一百万円)及び利息(令和3年度 一百万円、令和4年度一百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

利鞘

(単位: %)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.94	0.98
資金調達原価率	0.82	0.77
総資金利鞘	0.12	0.20

受取・支払利息の増減

(単位: 千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	34,114	△53,499	△19,384	16,965	59,270	76,235
うち貸出金	5,201	△20,308	△15,107	△22,638	34,080	11,442
うち預け金	370	△3,516	△3,145	214	8,876	9,091
うち有価証券	28,542	△29,673	△1,131	39,389	16,313	55,702
支払利息	△862	5,117	4,254	492	259	751
うち預積金	△177	5,117	4,939	△68	134	66
うち借入金	△685	0	△685	560	124	685

利益率

(単位: %)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.245	0.271
総資産当期純利益率	0.225	0.192

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

有価証券期末残高・平均残高

(単位: 百万円)

区 分		令和3年度		令和4年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,483	1,329	1,450	1,382
	合 計	1,483	1,329	1,450	1,382
地 方 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	555	150
	その他の目的	2,950	2,502	3,982	3,979
	合 計	2,950	2,502	4,537	4,130
短 期 社 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
政府保証債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	458	489	374	416
	合 計	458	489	374	416
公 社 公 団 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,842	2,778	2,764	2,771
	合 計	2,842	2,778	2,764	2,771
金 融 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
事 業 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	20,327	20,479	18,190	19,283
	合 計	20,327	20,479	18,190	19,283
新株予約権付社債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
株 式	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	91	90	104	91
	合 計	91	90	104	91
外 国 証 券	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	2,399	2,593	2,300	2,383
	その他の目的	7,901	5,600	9,119	9,165
	合 計	10,301	8,193	11,419	11,549
その他の証券	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,394	1,583	2,387	2,284
	合 計	2,394	1,583	2,387	2,284
貸付有価証券	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
計	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	2,399	2,593	2,855	2,533
	その他の目的	38,450	34,859	38,374	39,377
	合 計	40,850	37,452	41,229	41,910

有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和3年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	109	—	974	297	—	1,382
地 方 債	18	254	576	192	139	1,813	—	2,995
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,382	6,573	4,866	4,100	3,602	1,996	—	23,521
株 式	—	—	—	—	—	—	91	91
外 国 証 券	599	1,100	502	801	4,900	100	2,599	10,602
その他の証券	—	—	—	—	—	—	2,318	2,318

令和4年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	109	—	—	974	298	—	1,381
地 方 債	159	656	301	315	520	2,803	—	4,757
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,481	6,521	4,869	3,447	2,398	1,796	—	21,514
株 式	—	—	—	—	—	—	91	91
外 国 証 券	1,299	—	1,701	1,701	4,600	100	499	9,902
その他の証券	—	—	—	—	—	—	4,556	4,556

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期 末 預 証 率	29.69	30.01
期 中 平 均 預 証 率	27.73	30.33

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	455	465	10
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	455	465	10
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	699	704	4	500	501	1
	小 計	699	704	4	955	966	11
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	100	95	△4
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	100	95	△4
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,700	1,618	△81	1,800	1,682	△117
	小 計	1,700	1,618	△81	1,900	1,777	△122
	合 計	2,399	2,323	△76	2,855	2,744	△110

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券等です。

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	35	24	11	55	38	16
	債 券	17,209	16,869	340	10,576	10,361	214
	国 債	1,196	1,084	111	1,176	1,083	92
	地方債	1,213	1,199	13	706	699	6
	社 債	14,800	14,584	215	8,694	8,578	115
	そ の 他	2,903	2,774	128	2,036	1,894	141
	小 計	20,149	19,668	480	12,668	12,295	372
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	50	61	△11	43	46	△3
	債 券	10,852	11,030	△178	16,186	16,736	△549
	国 債	287	297	△10	274	298	△23
	地方債	1,736	1,796	△59	3,276	3,501	△225
	社 債	8,828	8,936	△108	12,635	12,936	△300
	そ の 他	7,392	7,746	△353	9,470	10,263	△792
	小 計	18,295	18,838	△542	25,700	27,046	△1,346
	合 計	38,445	38,506	△61	38,368	39,342	△973

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3.市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額	
	令和3年度	令和4年度
そ の 他 有 価 証 券	5	5
非 上 場 株 式	5	5

金銭の信託の時価及び評価損益等

該当ありません。

商品有価証券

該当ありません。

売買目的有価証券

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

デリバティブ取引

該当ありません。

貸倒引当金の内訳

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	93	61	-	93	61
	令和4年度	61	61	-	61	61
個別貸倒引当金	令和3年度	686	609	131	554	609
	令和4年度	609	509	95	514	509
合 計	令和3年度	780	670	131	648	670
	令和4年度	670	571	95	575	571

貸出金償却

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	5	0

職員数

	令和4年3月末	令和5年3月末
男 性	69	66
女 性	42	42
計	111	108
平均年齢	47歳5か月	47歳8か月

※パートおよび期末退職者を除く、ただし休職者および嘱託を含む

内国為替取扱実績

(単位: 百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	送金・振込	代金取立	送金・振込	代金取立
仕向為替	93,703	2,903	91,348	1,644
被仕向為替	88,166	128	86,664	68

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位: 百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	391	578
危険債権	2,379	1,919
要管理債権	16	15
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	16	15
小 計 (A)	2,787	2,512
保 全 額 (B)	2,700	2,444
個別貸倒引当金 (C)	609	509
一般貸倒引当金 (D)	2	4
担保・保証等 (E)	2,088	1,931
保 全 率 (B) / (A) (%)	96.8	97.2
引 当 率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	87.5	88.3
正 常 債 権 (F)	68,371	66,806
総 与 信 残 高 (A) + (F)	71,159	69,319

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

金融再生法開示債権比率

	令和3年度	令和4年度
不良債権比率	3.91%	3.62%

当金庫の自己資本の充実の状況等について (定性的開示事項)

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、当金庫が積み立てているものの他、地域のお客様よりお預かりしている普通出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安定性を十分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. ①リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。そして信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 格付投資情報センター (R&I)
- 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくような適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫の定める「信用金庫取引約定書」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前に通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、未担保預金等が該当します。保証として、国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権が該当します。(原資産及び

債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。)

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されておりますが当金庫では、取扱いはありません。

信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上しております。(お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。)

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定める「リスク管理基本規程」等に則り、適切に管理しています。さらに、リスク管理態勢の次なるステップとして、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、平成28年度は試行的に始め、翌平成29年度より本格的に実施しました。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引における役割としては、投資家及びオリジネーターがありますが当金庫では取扱いはありません。リスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、必要に応じてALM委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は有価証券の投資方針の中で定める枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用会計規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用管理を行います。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用します。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行います。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- 格付投資情報センター (R&I)
- 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスク、被災リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理担当部署を「リスク基本管理規程」に定め、リスク認識の向上に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において報告する態勢を整備しております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は粗利益をベースに算出する基礎的手法を採用しております。

同手法に基づく令和5年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は229百万円となりました。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況、設定されたリスク限度枠の遵守状況やストレステストなどの分析を実施し、定期的にALM委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用会計規程」及び「市場リスク管理規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用会計規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、IRRBBにおける Δ EVE (経済価値変動額) と Δ NII (期間収益変動額) の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、資産、負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

- ・ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク (以下、IRRBB: InterestRateRisk in the BankingBook※) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

- ・ リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定し管理することで、健全性の確保に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当庫では、金利上昇リスクの軽減に主眼を置き、有価証券の残存期間の短縮化等により、リスク削減を行っております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

- A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE (注1) 及び Δ NII (注2) 並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提
当庫では円貨のみ保有しておりますので、円貨のみの集計となります。
 - ・スプレッドに関する前提
割引金利にスプレッドは含めていますが、 $\Delta EVE / \Delta NII$ 計算時にはスプレッド変動は考慮していません。
 - ・内部モデルの使用等、 ΔEVE と ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト比率は28.00%であります。
- B. 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
 ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。
 - ・金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII と大きく異なる点）
当庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、運用方針を定期的に見直すことでリスクのコントロールを行っています。また、当庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

自己資本の充実の状況等について (定量的開示事項)

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	経過措置による 不算入額	令和4年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,303		8,578	
うち、出資金及び資本剰余金の額	207		205	
うち、利益剰余金の額	8,105		8,382	
うち、外部流出予定額 (△)	6		6	
うち、上記以外に該当するものの額	△3		△4	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	61		61	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	61		61	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,364		8,639	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14		12	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14		12	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	71		61	
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	86		74	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,278		8,565	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	72,021		70,843	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△720		△720	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△720		△720	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,832		2,865	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	74,853		73,709	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.05		11.62	

※自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ^{*1}	72,021	2,880	70,843	2,833
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{*2}	71,904	2,876	68,595	2,743
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	80	3
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	227	9	225	9
地方三公社向け	60	2	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,928	557	14,477	579
法人等向け	32,048	1,281	29,327	1,173
中小企業等向け及び個人向け	7,543	301	7,631	305
抵当権付住宅ローン	1,450	58	1,181	47
不動産取得等事業向け	7,119	284	8,067	322
3ヵ月以上延滞等 ^{*3}	314	12	517	20
取立未済手形	4	0	19	0
信用保証協会等による保証付	900	36	818	32
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	92	3	92	3
出資等のエクスポージャー	92	3	92	3
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,149	245	6,097	243
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,948	77	2,448	97
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	684	27	684	27
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	410	16	26	1
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	3,105	124	2,937	117
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,786	111	2,893	115
ルック・スルー方式	2,786	111	2,893	115
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 ^{*4}	2,832	113	2,865	114
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ) ^{*5}	74,853	2,994	73,709	2,948

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		令和3年度	令和4年度
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
国 内	140,132	135,257	71,140	69,306	31,509	30,141	-	-	271	464
国 外	9,417	12,083	-	-	9,402	12,062	-	-	-	-
地 域 別 合 計	149,550	147,341	71,140	69,306	40,912	42,203	-	-	271	464
製 造 業	18,430	17,290	10,522	9,786	7,897	7,492	-	-	79	76
農 業 ・ 林 業	141	126	141	126	-	-	-	-	49	55
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	6,855	7,132	6,555	6,932	300	200	-	-	36	16
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,012	3,576	1,305	1,169	2,701	2,401	-	-	-	-
情 報 通 信 業	511	510	6	5	503	503	-	-	-	-
運輸業・郵便業	5,277	5,036	2,651	2,610	2,622	2,422	-	-	4	-
卸売業、小売業	6,686	6,135	5,083	4,934	1,600	1,200	-	-	39	31
金融・保険業	52,980	52,926	4,710	4,972	14,335	15,439	-	-	-	-
不 動 産 業	12,784	12,895	9,676	9,859	3,100	3,033	-	-	-	137
物 品 賃 貸 業	500	500	500	500	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	94	82	94	82	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	323	273	323	273	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,057	939	1,057	939	-	-	-	-	27	42
生活関連サー ビス業・娯楽業	1,842	1,649	1,842	1,649	-	-	-	-	-	72
教育、学習支援業	228	217	228	217	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	4,216	3,972	4,216	3,972	-	-	-	-	15	14
その他のサービス	3,809	3,560	3,560	3,311	246	246	-	-	-	-
国・地方公共団体等	16,137	17,397	8,514	8,112	7,604	9,262	-	-	-	-
個 人	10,134	9,836	10,134	9,836	-	-	-	-	18	17
そ の 他	3,523	3,280	14	12	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	149,550	147,341	71,140	69,306	40,912	42,203	-	-	271	464
1 年 以 下	20,627	34,258	10,588	10,790	3,000	3,940	-	-	-	-
1年超3年以下	33,758	12,534	6,794	5,030	7,927	7,287	-	-	-	-
3年超5年以下	11,542	14,160	5,478	7,280	6,055	6,872	-	-	-	-
5年超7年以下	14,570	14,849	9,465	7,867	5,095	5,464	-	-	-	-
7年超10年以下	21,119	20,789	11,483	12,077	9,616	8,493	-	-	-	-
10 年 超	31,297	35,337	27,083	26,030	4,207	4,998	-	-	-	-
期 間 の 定 め の ない も の	16,633	15,412	246	230	5,008	5,146	-	-	-	-
残存期間別合計	149,550	147,341	71,140	69,306	40,912	42,203	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 債券には、株式・投資信託・その他有価証券を含みます。

3. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

4. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、取立未済手形、仮払金、有形・無形固定資産、その他の資産等が含まれます。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	93	61	—	93	61
	令和4年度	61	61	—	61	61
個別貸倒引当金	令和3年度	686	609	131	554	609
	令和4年度	609	509	95	514	509
合 計	令和3年度	780	670	131	648	670
	令和4年度	670	571	95	575	571

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	686	609	609	509	131	95	554	514	609	509		
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 域 別 合 計	686	609	609	509	131	95	554	514	609	509		
製 造 業	245	113	113	110	121	0	123	113	113	110	124	0
農 業、林 業	19	19	19	12	—	—	19	19	19	12	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	30	23	23	15	8	4	22	18	23	15	8	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	31	10	10	13	—	—	31	10	10	13	—	—
卸 売 業、小 売 業	28	27	27	23	—	—	28	27	27	23	3	0
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	160	167	167	176	—	—	160	167	167	176	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	3	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
飲 食 業	2	73	73	8	—	65	2	7	73	8	—	65
生活関連サービス業、娯楽業	138	143	143	111	—	24	138	118	143	111	—	24
教 育、学 習 支 援 業	24	30	30	36	—	—	24	30	30	36	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	3	1	1	0	1	—	1	1	1	0	1	—
合 計	686	609	609	509	131	95	554	514	609	509	137	95

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	17,251	—	17,724
10%	—	11,291	—	10,454
20%	38,678	1,870	38,676	1,696
35%	—	4,182	—	3,397
40%	900	—	1,601	—
50%	16,400	82,619	15,099	103,072
70%	3,804	—	3,203	—
75%	—	11,771	—	11,779
100%	4,487	35,529	4,494	35,266
120%	1,701	—	1,801	—
150%	—	149	—	201
250%	—	957	—	1,005
合 計		149,058		146,507

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)は含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		3年度	4年度	3年度	4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,185	1,138	756	672
	① 我が国の政府関係機関向け	—	—	454	372
	② 地方三公社向け	—	—	301	300
	③ 中小企業等・個人向け	692	610	—	—
	④ 抵当権付住宅ローン	11	4	—	—
	⑤ 三月以上延滞等	—	—	—	—
	⑥ 法人等向け	397	406	—	—
	⑦ 不動産取得等事業向け	59	68	—	—
	⑧ その他	24	49	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位: 百万円)

区 分		その他有価証券で時価のあるもの				
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上表	評価差益	うち	
					益	損
上 場 株 式	令和3年度	85	85	0	11	11
	令和4年度	85	98	13	16	3
非 上 場 株 式	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
合 計	令和3年度	85	85	0	11	11
	令和4年度	85	98	13	16	3

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等 該当ありません。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 該当ありません。

8. 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,398	2,836	341	402
2	下方パラレルシフト	0	0	61	38
3	スティープ化	1,809	2,010		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,398	2,836		
			ホ		へ
			当期末		前期末
8	自己資本の額		8,565		8,278

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。